

令和8年度 保育園・認定こども園 入園案内



国の動向等により、内容が変更になる場合があります。

南砺市総合政策部 こども課
南砺市荒木1550番地（1階正面玄関入って左）
TEL.0763-23-2010 FAX.0763-52-6342

— も く じ —

○ 子ども・子育て支援新制度の概要	1
○ 入園の基準について	3
○ 申込みから入園までの流れ	4
○ 申込みに必要なもの	5
○ 保育料について	7
○ 副食費(給食費)について	8
○ 保育料の減免及び軽減について	9
○ 特別保育事業について	11
○ 南砺市内保育園・認定こども園一覧	12
○ 支給認定・入園承諾後の手続き	13
○ 変更手続き一覧と変更に必要なもの	14
○ マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認	15
○ 南砺市の保育園・認定こども園所在地	16
○ よくある質問！	17
○ [こども課からのお知らせ] 南砺市こども家庭センター「スマイルなんと」について	19
○ [こども課からのお知らせ] 南砺市子どもの権利条例について	20



子ども・子育て支援新制度の概要

保育園及び認定こども園等の利用を希望される保護者の方は、市が定める以下の基準に従って認定を受けてください。

【3つの認定区分】

施設を利用する際は、入園申し込みと併せて、市から認定を受ける必要があります。これを「教育・保育給付認定」といいます。認定には3つの区分があり、それによって利用できる施設が決まっています。

年齢	保育の必要性	認定区分		利用時間	利用できる施設
満3歳以上	なし	1号認定	教育認定	教育標準時間	・幼稚園 ・認定こども園 (幼稚園部分)
	あり	2号認定	保育認定	保育短時間	・保育園 ・認定こども園 (保育園部分)
				保育標準時間	
満3歳未満	あり	3号認定	保育認定	保育短時間	・保育園 ・認定こども園 (保育園部分)
				保育標準時間	
					・地域型保育

【教育・保育時間】

施設を利用できる時間は、次のとおり区分されています。園の種類によって時間帯が異なる場合がありますので、詳しくは各園へお問い合わせください。

教育標準時間

お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合
(利用可能時間は施設によって異なります。)

保育短時間

主に、保護者のいずれも、または、いずれかがパートタイム勤務等を想定した利用
(利用可能時間は最大8時間で、時間帯は施設によって異なります。)

保育標準時間

主に、保護者のいずれもが、フルタイム勤務を想定した利用
(利用可能時間は最大11時間で、時間帯は7時から18時までです。)

利用のイメージ

<例>	7:00	8:00	9:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
教育標準時間			登園時間	教育標準時間		預かり保育		
保育短時間	延長保育①		保育短時間(8時間)			延長保育①	延長保育②	
保育標準時間			保育標準時間(11時間)				延長保育②	

※利用できる時間は園の開園時間内で、延長保育等は別料金が必要となります。

※「預かり保育」は1時間100円、18時までの利用となります。

※「延長保育①」は1時間100円。「延長保育②」は1時間150円、19時までの利用となります。

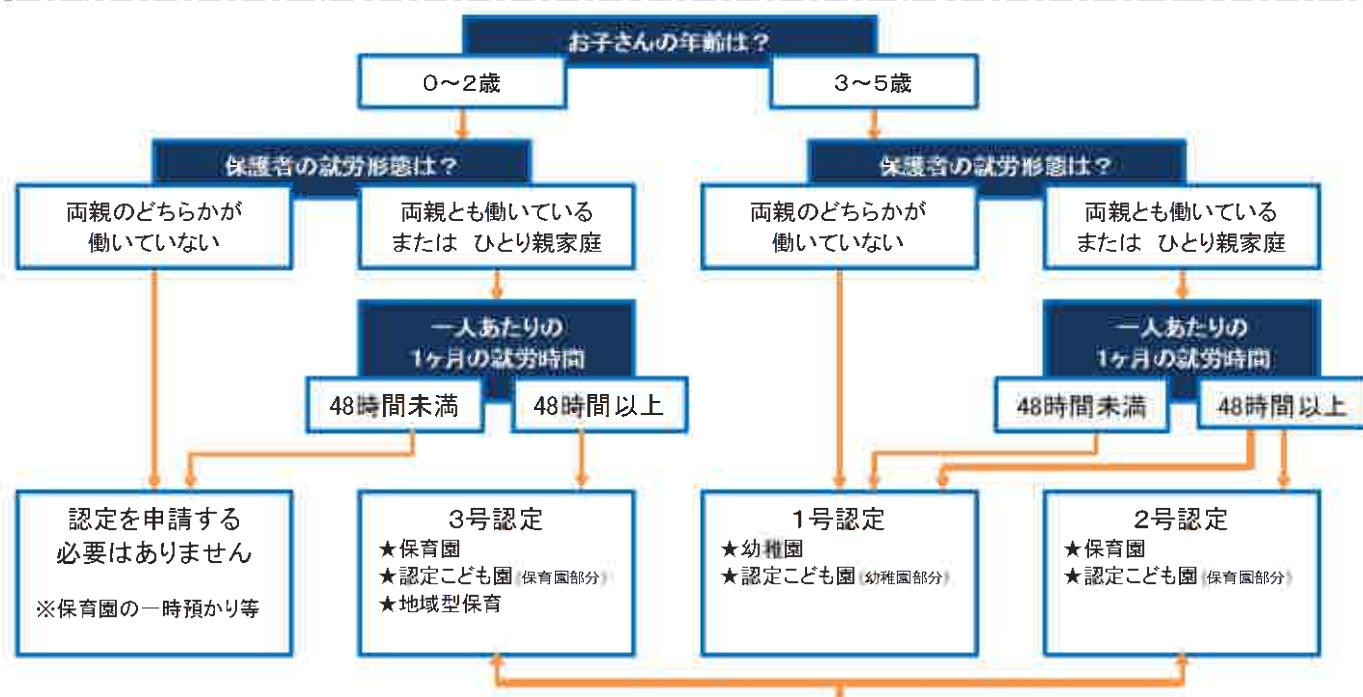
【保育の必要性について】 令和4年4月改正

2号認定、3号認定を受けるためには、次の保育を必要とする事由のいずれかに該当する必要があります。
また、就労時間などによって、保育の必要量(保育を受けられる時間)が変わります。

	保育を必要とする事由	保育短時間利用	保育標準時間利用	認定期間
①	就労	月48時間以上 120時間未満の就労	月120時間以上の就労	2号: 児童の就学前まで 3号: 児童が満3歳に達するまで ※
②	妊娠・出産	状況によって希望できる	○	下記のうちいずれか短い期間 ・※に示す期間 ・出産(予定)日の8週間前から8週間後まで
③	保護者の疾病、負傷、障害	状況によって希望できる	状況によって希望できる	下記のうちいずれか短い期間 ・※に示す期間 ・利用が必要と認められる期間
④	同居親族の介護、看護	月48時間以上 120時間未満の介護等	月120時間以上の 介護等	下記のうちいずれか短い期間 ・※に示す期間 ・利用が必要と認められる期間
⑤	災害復旧	状況によって希望できる	○	下記のうちいずれか短い期間 ・※に示す期間 ・利用が必要と認められる期間
⑥	求職活動	○	×	下記のうちいずれか短い期間 ・※に示す期間 ・認定の効力発生日から90日まで
⑦	就学・職業訓練	月48時間以上 120時間未満の就学等	月120時間以上の 就学等	下記のうちいずれか短い期間 ・※に示す期間 ・学校等を卒業する予定日まで
⑧	児童虐待、DV	状況によって希望できる	○	下記のうちいずれか短い期間 ・※に示す期間 ・利用が必要と認められる期間
⑨	育休期間中の特例利用	○	×	就労証明書に記載してある期間
⑩	産後の特例利用	○	×	利用が必要と認められる期間(注1)

(注1) 出産児童が満1歳になる月の末日まで①から⑧までの事由がなくても保育の必要性の認定を受けることができます。
(3・4・5歳児クラスについては出産児童が満1歳になる年度の末日まで認定を受けることができます。)

●父母がそれぞれ別の事由に該当し、認定期間に差がある場合は、期間の短い方で認定します。



保護者の就労状況等に応じて、保育を受けられる時間が異なります。

※「保育標準時間(フルタイム就労など)」は、主に両親とも週30時間以上就労などを行っている場合で、最大11時間利用できます。

※「保育短時間(パートタイム就労など)」は、最大8時間利用できます。

入園の基準について

保育園・認定こども園(保育園部分)

保護者の就労や病気などのために、家庭において十分保育することができない乳幼児を、保護者にかわって保育することを目的とした児童福祉施設です。

入園申込みができるのは・・・

入園できるのは、次の①と②の要件をすべて満たす場合です。

- ①入園児童と保護者の住民登録が南砺市にあり、実際に南砺市にお住まいの方
- ②3つの認定区分のうち、2号認定・3号認定を受けた方

※同じ家屋内に住んでいる(＝同一生計の)祖父母がいる世帯で、祖父母(祖父は60歳未満、祖母は65歳未満)に就労等(児童を保育できない理由)がない場合は、南砺市保育園入園選考基準において優先順位が調整されます。この場合、同一生計ではなく別世帯として認定されるのは、同一敷地内の別家屋及び同一家屋で、玄関・台所・風呂等が別々に設置され、世帯ごとに生活が独立している場合です。

なお、「保護者の単身赴任による別居」「離婚成立後」や「内縁関係にある方との同居」は、同一生計とみなすこととなります。

認定こども園(幼稚園部分)

保護者の就労等にかかわらず入園できる、幼稚園の機能をもった施設です。

入園申込みができるのは・・・

入園できるのは、次の①と②の要件をすべて満たす場合です。

- ①入園児童と保護者の住民登録が南砺市にあり、実際に南砺市にお住まいの方
- ②3つの認定区分のうち、1号認定を受けた方

令和8年度 入園対象児童の満年齢	
5歳児クラス	令和2年(2020年)4月2日生まれ ～ 令和3年(2021年)4月1日生まれ
4歳児クラス	令和3年(2021年)4月2日生まれ ～ 令和4年(2022年)4月1日生まれ
3歳児クラス	令和4年(2022年)4月2日生まれ ～ 令和5年(2023年)4月1日生まれ
2歳児クラス	令和5年(2023年)4月2日生まれ ～ 令和6年(2024年)4月1日生まれ
1歳児クラス	令和6年(2024年)4月2日生まれ ～ 令和7年(2025年)4月1日生まれ
0歳児クラス	令和7年(2025年)4月2日生まれ ～

※施設によって入園できる児童の月齢等が異なりますので、詳しくは12ページの南砺市内保育園・認定こども園一覧で確認してください。



申込みから入園までの流れ

入園の申し込みは、「完全予約制」となります

公立・私立保育園、公立認定こども園共通

※私立認定こども園については、各園に確認してください。

9月下旬

入園申込書配布

- ・入園を希望される保育園やこども課で、「教育・保育給付認定申請書 兼 入園申込書」、各種「必要書類」を配布しています ※必要書類は5・6ページでご確認ください。（市ホームページ・なんとHugからもダウンロードできます。）

10月上旬から

入園申込受付
(完全予約制)

- ・各保育園での受付日を、広報や市ホームページ、なんとHug等で確認のうえ、事前に受付時間の予約を行ってください。
- ・入園申込の際に面談がありますので、お子さんと一緒にお越しください。当日、「入園申込書」「保育の利用を必要とする事由を証明する書類」「母子健康手帳」「マイナンバー（個人番号）の確認ができるもの」「本人確認書類」等を持参してください。
- ・年度の途中入園についても、必ずお申込みください。

11月～翌年1月

入園審査
実態調査
入園調整

- ・提出書類をもとに支給認定を行い、保育を必要とする事由等を総合的に判断して入園の可否を決定します。
- ・定員を超える申込みがあった場合は、就労状況等により保育の必要性が高い方から優先となりますので、第2、第3希望の園に入園していただくことがあります。
- ・認定こども園（幼稚園部分）を希望される場合は、定員を超えない範囲であれば全員が内定となります。

1月下旬頃

[4～6月入園]

[7月以降入園]

[出産予定、南砺市未転入の方など]

入園承諾書
支給認定証
発送

入園内定通知
書発送

今後の手続き
について案内
発送

- ・6月までの入園の方には、「保育園入園承諾書」と併せて「支給認定証」をお送りします。1月下旬頃に開催予定の入園説明会についてもお知らせします。
- ・7月以降の入園の方には、「入園内定通知書」をお送りします。「保育園入園承諾書」と「支給認定証」は、入園の前々月にお送りする予定です。
- ・出産予定や未転入の方には、今後の手続きについての案内をお送りする予定です。

2月中

入園説明会

入園の前々月～

入園承諾書
支給認定書
発送
入園説明

※支給認定証は申請後30日以内に交付することとされていますが、認定事務と入園審査事務と平行して行うため、承諾書と併せてお送りします。

- ・入園説明会は、各保育園で行います。
- ※7月以降の入園の方は「入園承諾書」が届いた時点で各保育園に連絡し、入園の説明を受けてください。

4月上旬

入園式

入園

入園式は次年度

- ・申込内容に変更が生じた場合は、こども課または保育園へ速やかに届け出てください。入園ができなくなる場合があります。

- ・4～6月入園児の入園式を各保育園で行います。
- ・保育料は、決まり次第お知らせします。

申込みに必要なもの

《申込みをされる方 みなさん共通》

□ 教育・保育給付認定申請書兼入園申込書

※南砺市の入園申込書は施設型給付費・地域型保育給付費等教育保育給付認定申請書と兼ねたものになっています。

□ マイナンバー(個人番号)のわかるものと本人確認のできるもの(詳しくは15ページでご確認ください。)

□ 母子健康手帳

- ・受付日に、母子健康手帳を見せていただきながら面接を行います。

□ 保育の利用を必要とする事由を証明する書類(2号・3号認定の場合)

- ・保育の利用を必要とする事由を証明する書類は、お子さんの父母及び同居の祖父母(祖父は60歳未満、祖母は65歳未満)それぞれについて提出していただく必要があります。
- ・同居の祖父母が就労をしていなくても、利用申込をすることができますが、入園選考の際に優先順位が調整されます。
- ・理由に応じて必要な書類が異なります。下表を参考にしてください。

□ 障害者や母子・父子家庭を証明するものの写し(該当される方のみ)

	保育の利用を必要とする理由	提出書類	備考
① 就労等	会社などに勤務している方 (内定含む)	□就労証明書 ※保険証の写しは不可 (雇用期間が入園前に終了する方は、入園前に再度提出する必要があります。)	就労証明書は勤務先が証明し、内職の場合は委託業者が証明します。
	自営業で就労している方		株式会社、有限会社等、法人格を持つ企業を営んでいる場合は、就労証明を提出してください。
② 妊娠・出産		□入園理由申立書(妊娠・出産) □母子健康手帳の写し	母子健康手帳の表紙と出産予定日が確認できるページの写しを添付してください。
③ 保護者の疾病・負傷・障がい		□疾病・障害・介護等状況確認書 □診断書または障がいを確認することができる手帳	診断書等がない場合は民生委員児童委員の確認が必要です。
④ 同居親族の介護・看護		□疾病・障害・介護等状況確認書 □診断書または障がいを確認することができる手帳	診断書等がない場合は民生委員児童委員の確認が必要です。
⑤ 災害復旧		□罹災証明書	
⑥ 求職活動		□入園理由申立書(求職中) □ハローワーク受付票の写しまたは雇用保険受給資格者証の写し	90日以内に就職し、就労証明書の提出が必要です。
⑦ 就学・職業訓練		□在学証明書又は学生証 □時間割等スケジュールが分かるもの ※当該年度の就学証明書 可	在学証明書は学校で取得してください。
⑧ 児童虐待・DV		□配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等	
⑨ 育休期間中の特例利用		□就労証明書 ※保険証の写しは不可	就労証明書は勤務先が証明します。育児休業取得についての記載が必要です。
⑩ 産後の特例利用		□入園理由申立書(妊娠・出産) □母子健康手帳の写し	母子健康手帳の表紙と出生届出済証明の写しを添付してください。

《令和7年1月2日以降に、南砺市外から転入された方》

(単身赴任などで南砺市で課税されていない方も含みます)

□ 市民税・県民税課税(非課税)証明書(令和7年度分)

- ・ 入園決定後に保育園へ提出してください。
- ・ 令和7年1月1日時点で南砺市に住民登録が無かった方は、令和7年1月1日に住民登録のあった市町村から取り寄せてください。
令和7年度市民税・県民税特別徴収税額の決定通知・変更通知(納税義務者用)の写しまたは令和7年度市民税・県民税納税通知書の写しでも構いません。
- ・ 父又は母の証明書等により控除対象配偶者であることが分かる場合には、配偶者の非課税証明書は不要です。
- ・ 世帯の状況により、同居の祖父母分の提出を追加でお願いすることがあります。

《未申告の方》

- ・ 令和7年度の市・県民税が未確定な方は、至急申告を済ませてください。市民税が未確定の場合は、認定が保留され、入園ができない場合があります。

《海外赴任の方》

- ・ 海外赴任などで日本に住所がなかった世帯は、昨年中(1月から12月)の日本国外での総収入がわかる書類を添付してください。(日本円に換算したものでお願いします)また、国内で所得があった場合は、その所得についての書類も併せて添付してください。

■ご注意ください！大切な手続きです■

※保育料算定に必要な税資料が確認できない場合は、適正な保育料を納入いただくことができないため、入園が決まっている場合でも入園を取り消すことがあります。

※「保育の利用を必要とする理由」やその状況が変わる場合、保育必要量の変更を行いますので**必ず変更したい月の前月20日までに**手続きをお願いします。提出が遅れるとご希望月からの変更はできません。(変更手続きについての詳細は12ページでご確認ください)

※家庭の状況が変わったとき(家族が増えた、減った、三世帯同居となった、三世帯同居をやめた、離婚した、住所が変わった、単身赴任となった、等)は、正しい保育料算定を行うため、変更申請を行う必要があります。

※支給認定が切れると、入園の継続ができなくなります。支給認定は、原則として月単位で行い、月の途中からの変更やさかのぼっての変更は、できません。



保育料について

保育施設は、国・県及び市の負担金ならびに保護者の負担する保育料によって運営されています。

保育料は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定により、家計に与える影響を考慮し、所得や児童の年齢に応じて定める額を負担していただくことになっています。原則として父母の市町村民税額を基準に、南砺市では下記「保育料徴収基準額表」により決定しています。ただし、父母以外に家計の主宰者（主に生計を維持する者）がいる場合は、主宰者を含めて算定します。

令和8年度南砺市保育料徴収基準額表

(単位:円)

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分		徴収基準額(月額)				
階層 区分	定義	1号認定	2号認定(3歳以上児)		3号認定(3歳未満児)	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0
2	市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0	0
3	市町村民税 均等割のみ課税世帯	0	0	0	6,500	6,200
4	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	0	0	0	10,500	10,000
5	市町村民税所得割課税額 48,600円以上77,100円未満	0	0	0	15,500	14,800
6	市町村民税所得割課税額 77,100円以上97,000円未満	0	0	0	20,500	19,500
7	市町村民税所得割課税額 97,000円以上140,000円未満	0	0	0	27,500	26,200
8	市町村民税所得割課税額 140,000円以上169,000円未満	0	0	0	29,500	28,100
9	市町村民税所得割課税額 169,000円以上211,200円未満	0	0	0	30,500	29,000
10	市町村民税所得割課税額 211,200円以上256,100円未満	0	0	0	31,500	30,000
11	市町村民税所得割課税額 256,100円以上301,000円未満	0	0	0	33,000	31,400
12	市町村民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	0	0	0	36,500	34,700
13	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	0	0	0	40,000	38,000

(改定される場合があります。)

※毎年4月1日時点での年齢により決定します。年度途中に誕生日を迎えても年齢区分は変わりません。

※所得割課税額は、調整控除を除く、税額控除（配当控除や寄付金控除、住宅借入金等特別税額控除等）の適用前の金額です。実際に納めている市民税と額が異なる場合があります。

※修正申告による税額変更や、家庭状況に変更がある場合は、保育料が変更になる場合がありますので、こども課保育園係までご連絡ください。

※年度を超えて保育料を変更・減額・還付等することは出来ませんのでご注意ください。

※資料の提出がない場合や、提出資料に不備がある場合、保育料を最高額に決定することがあります。

軽減の措置も受けることができません。

※3号認定（3歳未満児）の徴収基準額（月額）の中には、副食費（給食費）が含まれています。

※1号認定及び2号認定（3歳以上児）は、別途副食費（給食費）の負担があります。

※保育料の算定基準となる市町村民税額の対象年度は、4月から8月までは前年度の市町村民税額、9月から翌年3月まではその年度の市町村民税額を基準とします。毎年9月分から新たに決定した保育料となりますので、市町村民税が大きく変わったときは、保育料も変わる場合があります。

令和8年度の保育料

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年度市町村民税額で算定 (令和6年1月～12月の所得によるもの)					令和8年度市町村民税額で算定 (令和7年1月～12月の所得によるもの)						

参考: 令和9年度の保育料

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和8年度市町村民税額で算定 (令和7年1月～12月の所得によるもの)					令和9年度市町村民税額で算定 (令和8年1月～12月の所得によるもの)						

副食費(給食費)について

従来、保育所・認定こども園の保育料に含まれる食材料費は、子どもの認定区分(保育の必要性、年齢など)間で異なる取り扱いがなされていましたが、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化にあたり、保育料に含まれる食材料費の取り扱いの統一が図られ、これまで保育料に含まれていた3～5歳児の副食費を保育料から切り離し「実費徴収」としています。

なお、3号認定(0～2歳児)は、これまでどおり保育料に副食費(給食費)が含まれたもので徴収となります。

副食費(給食費)徴収の免除及び軽減について

① 年収360万円未満の世帯は、国の制度で副食費が無償化されます。

また、第3子以降の3～5歳児は、県と市町村が連携して副食費を無償化とします。

※下の表の「免除」となっている部分に該当する子どもの副食費の徴収は免除されます。

利用者区分		<1号認定> 幼稚園・認定こども園(教育利用)			<2号認定> 保育園・認定こども園(保育利用)		
階層 区分	定義	第1子	第2子	第3子 以降	第1子	第2子	第3子 以降
1	生活保護世帯	免除	免除	免除	免除	免除	免除
2	市町村民税 非課税世帯	免除	免除	免除	免除	免除	免除
3	市町村民税 均等割のみ課税世帯	免除	免除	免除	免除	免除	免除
4	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	免除	免除	免除	免除	免除	免除
5	市町村民税所得割課税額 48,600円以上57,700円未満	免除	免除	免除	免除	免除	免除
	市町村民税所得割課税額 57,700円以上77,100円未満	免除	免除	免除	○ (※免除)	○ (※免除)	免除
6	市町村民税所得割課税額 77,100円以上77,101円未満	免除	免除	免除	○ (※免除)	○ (※免除)	免除
	市町村民税所得割課税額 77,101円以上97,000円未満	○	○	免除	○	○	免除
7	市町村民税所得割課税額 97,000円以上140,000円未満	○	○	免除	○	○	免除
8	市町村民税所得割課税額 140,000円以上169,000円未満	○	○	免除	○	○	免除
9	市町村民税所得割課税額 169,000円以上211,200円未満	○	○	免除	○	○	免除
10	市町村民税所得割課税額 211,200円以上256,100円未満	○	○	免除	○	○	免除
11	市町村民税所得割課税額 256,100円以上301,000円未満	○	○	免除	○	○	免除
12	市町村民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	○	○	免除	○	○	免除
13	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	○	○	免除	○	○	免除

(※免除)ひとり親・障がい者世帯は免除

② 第1子と第2子は半額とします。

	軽減前の金額	第1子・第2子	第3子以降
副食費	4,800円	2,400円	無料

※南砺市では、令和7年度入園児より月額4,800円となります。

保育料の軽減及び減免について

※1・2号認定は副食費のみが対象

※①の軽減を受けるには、保育料等の軽減に関する届出書の提出が必要です。状況が変わった時は、保育料等が変更になる場合がありますので、必ず手続きをしてください。

① ひとり親世帯等の軽減

母子家庭・父子家庭・障がいのある方(身体障害者手帳等をお持ちの方)がおられる世帯のうち「保育料徴収基準額表」の次の階層にあたる方は減額となります(別途審査があります)。

【1・2・3号認定】

階層	第1子	第2子
2階層～6階層 ※所得割課税額77,101円未満に限る	無料	無料

※地方税の寡婦(夫)控除等が適用されない、婚姻歴のない未婚のひとり親家庭について、申請に基づき、翌月から寡婦(夫)とみなして控除等を適用し保育料を算定します。(みなし適用を実施しても保育料の軽減にならない場合もあります)。

② 低所得世帯の軽減

低所得世帯のうち、「保育料徴収基準額表」の次の階層にあたる方は減額となります。

【1号認定】

階層	第1子	第2子
2階層～3階層	無料	無料
4階層～6階層 ※所得割課税額77,101円未満に限る	1/2	無料

【2・3号認定】

階層	第1子	第2子
2階層	無料	無料
3階層～5階層 ※所得割課税額57,700円未満に限る	1/2	無料

③ 多子世帯の軽減

1号認定については所得割課税額が77,101円未満、2・3号認定については所得割課税額が57,700円未満である場合の2人目は半額、3人目以降は無料です。

上記の軽減対象とならない第2子については、養育されている22歳までの範囲で最年長の子どもから順に2人目の保育料は、最年長の子どもが22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間は半額となります。

1号認定:市町村民税所得割課税額77,101円未満
2号・3号認定:市町村民税所得割課税額57,700円未満

	1人のみ入園				2人同時入園				3人同時入園			
	第1子	半額	11歳以上	22歳以上	第1子	半額	11歳以上	22歳以上	第1子	半額	11歳以上	22歳以上
第1子												
第2子		無料	無料			無料	無料	無料		無料	無料	無料
第3子				無料			無料	無料			無料	無料
第4子								無料			無料	無料
第5子												無料

1号認定:市町村民税所得割課税額77,101円以上
2号・3号認定:市町村民税所得割課税額57,700円以上

	1人のみ入園				2人同時入園				3人同時入園			
	第1子	全額	11歳以上	22歳以上	第1子	全額	11歳以上	22歳以上	第1子	全額	11歳以上	22歳以上
第1子												
第2子		半額	全額			半額	半額	全額		半額	半額	全額
第3子				無料			無料	無料			無料	無料
第4子								無料			無料	無料
第5子												無料

※延長保育料・一時預かり保育料・病後児保育料・休日保育料・預かり保育料は、軽減対象になりません。

「保育料徴収基準額表」に記載された金額を「全額」とします。

※進学・婚姻・死亡等により転居・除籍された子も出生順位に含めることができます。

例① 第1子11歳小学5年生 第2子3歳児＝半額 第3子1歳児＝無料 第4子0歳児＝無料

例② 第1子22歳大学生 第2子4歳児＝半額 第3子2歳児＝無料

例③ 第1子18歳社会人 第2子5歳児＝全額 第3子3歳児＝無料



④ 保育料の減免について

※減免に際しては保育料減免申請書、休園届及び出席簿の写し等が必要です。

・児童が負傷または疾病のために2週間以上の療養又は入院を要する場合。

・その他、居住する家屋が災害により罹災した場合などには、短期の減免措置があります。

保育料等・延長保育料の納付は口座振替で ※私立認定こども園・広域入園については各園で手続きをしてください。

・保育料・延長保育料の納付は、口座振替でお願いします。

・口座振替依頼書は「入園承諾書」に同封します。(市内の各金融機関にもあります。)

・口座振替依頼書に必要事項を記入し、金融機関届出印を押印の上、口座振替を希望する金融機関へ提出してください。金融機関の受付印が押された「本人控」は大切に保管してください。

・振替日は毎月25日(金融機関休業日の場合は翌営業日)です。振替日の前日までに残高を確認してください。

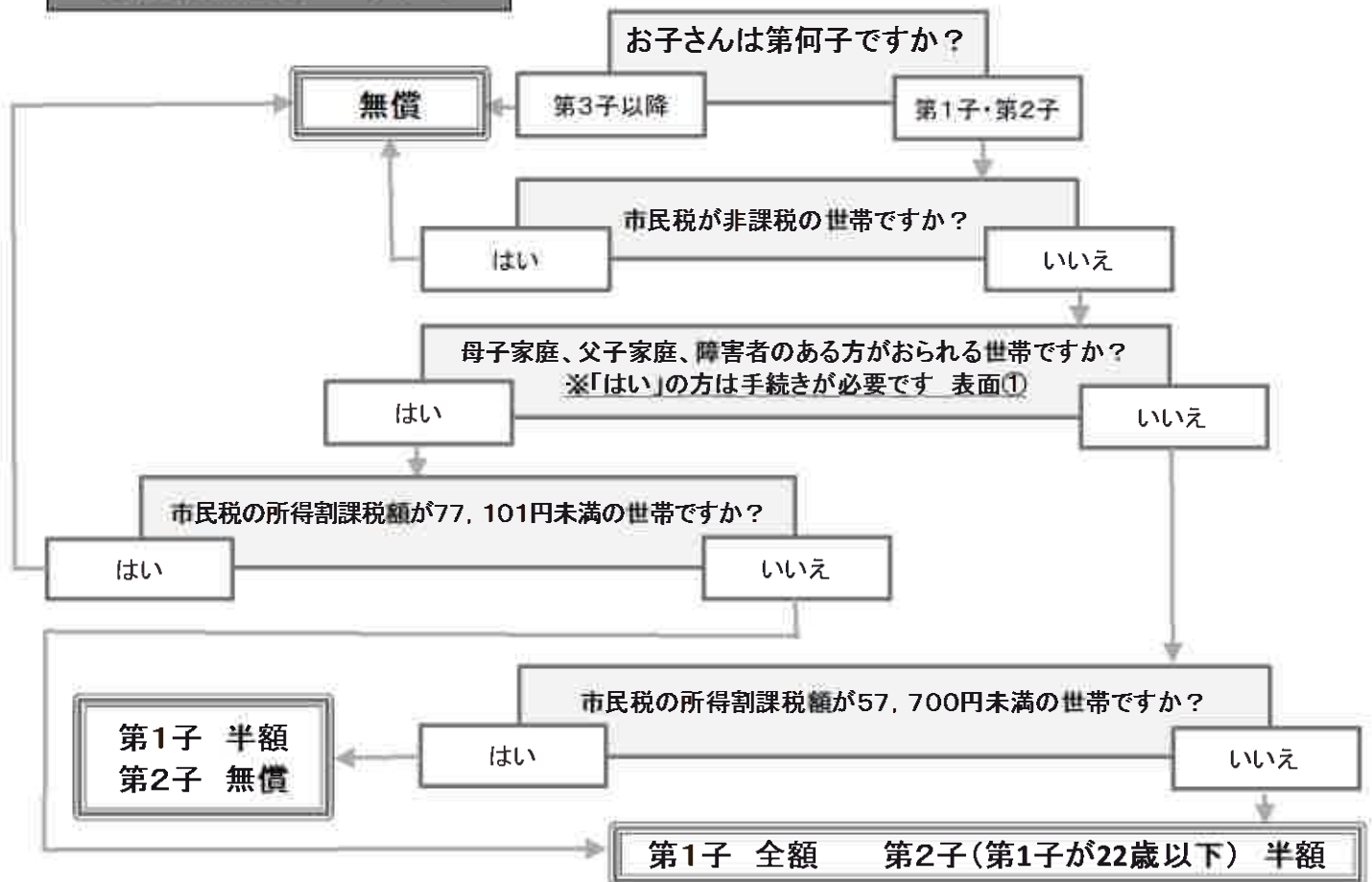
保育料は当月分を、延長保育料は前月分を振替します。

・25日に振替ができなかった場合は、翌月10日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に再振替します。

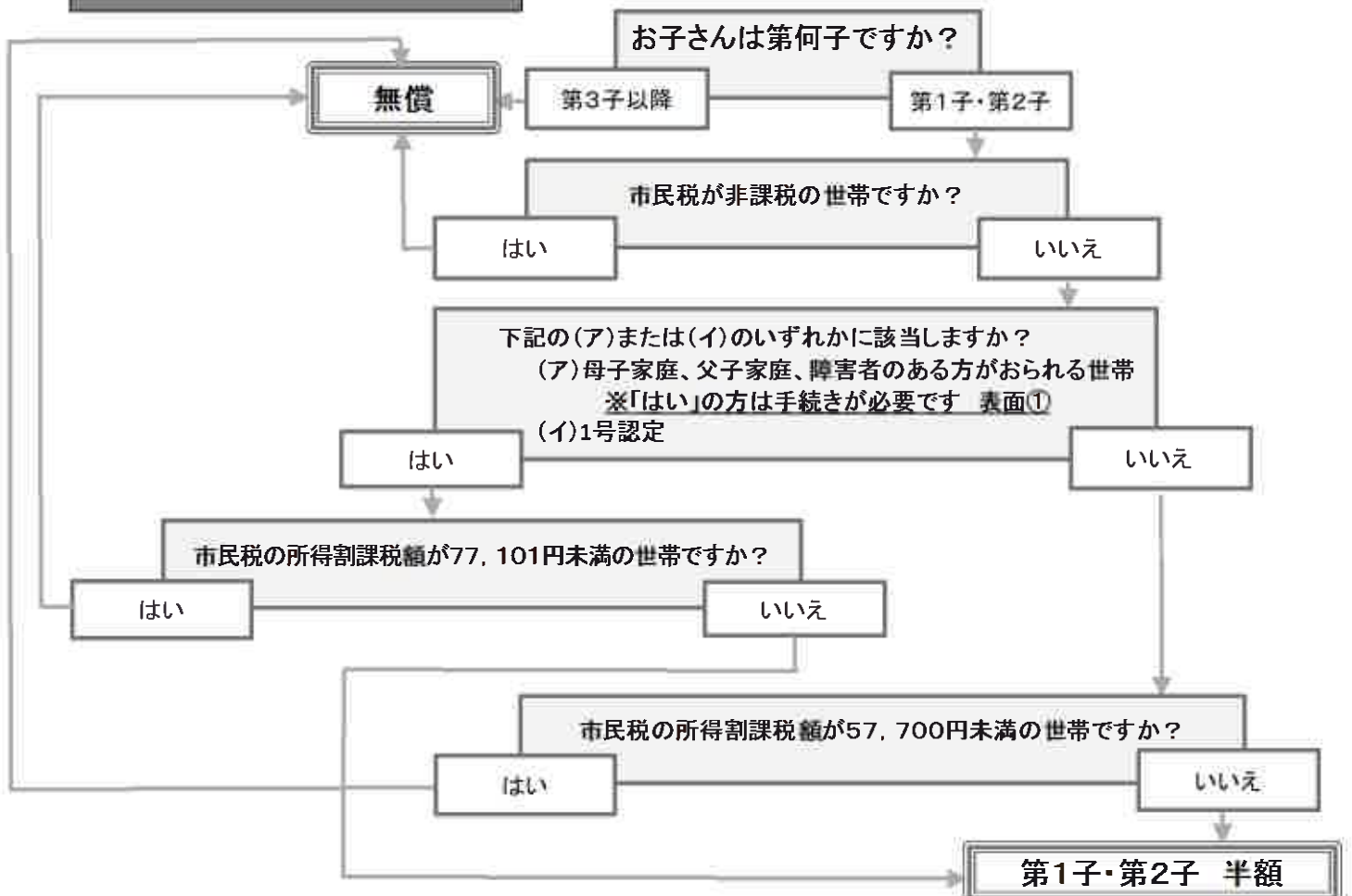
再振替ができなかった場合には、納付書を送付いたします。

・滞納されますと、税金同様に差押等の処分を行いますので、ご注意ください。

保育料軽減確認フローチャート



副食費軽減確認フローチャート



特別保育事業について

保護者の就労支援等を目的として、南砺市では以下の保育事業を行っています。
実施保育園については、12ページの保育園一覧表でご確認ください。

※私立保育園・私立認定こども園については、各園に確認してください。

【延長保育】 ※事前登録が必要です

・保育標準時間認定の方

11時間の保育標準時間を超えて保育が必要な場合、延長保育を行います。

・保育短時間認定の方

8時間の保育短時間を超えて保育が必要な場合、延長保育を行います。

区分		延長保育料
保育標準時間認定	午後6時から午後7時まで	150円(上限は、月額2,500円)
保育短時間認定	午前7時から午前8時まで	100円(上限無し)
	午後4時から午後5時まで	一時間につき100円 (上限は3,000円)
	午後5時から午後6時まで	
	午後6時から午後7時まで	150円(上限は、月額2,500円)

【預かり保育】 ※事前申込みが必要です

・認定こども園井波にじいろ保育園(幼稚園部分)利用児の保護者やご家族が、一時的な就労などで午後3時の降園時間にお迎えに出来ない場合、預かり保育を行います。

実施時間 午後3時から午後6時まで
利用可能回数 月8回まで
預かり保育料 1時間につき100円

【休日保育】 ※事前登録が必要です

・保育園に入園している満1歳以上の健康なお子さんで、保護者が日曜日・祝祭日の勤務等のため保育する家族がいない場合に通常利用の一部として保育します。
・保育園が利用できるのは、曜日に関係なく休日保育の利用を含めて週6日までです。
・休日保育利用の前後一週間以内に振替休みをとり、家庭での保育を行ってください。

実施時間 おおむね8時間(午前8時から午後4時まで)
休日保育料 無料

【病児・病後児保育】 ※事前登録が必要です

・6ヶ月以上の就学前のお子さん。
・疾病にかかっている、または病気回復期にあり、保護者や家族の就業などのために自宅で保育できない場合や、保育園で集団生活にはまだ入れないお子さんを自宅で保育できない場合に、代わって保育します。
・病児保育の受け入れは、南砺市民病院内「ぼけっと」(専用携帯電話 090-8265-5054)となります。

保育時間 午前8時30分～午後5時00分まで
病児・病後児保育料 1日2,000円 半日1,000円(子育て応援券が使用できます)
定員 1実施施設において、1日2名



【一時預かり】 ※事前申込みが必要です

・保育園に入園していない健康なお子さんで、保護者が諸般の事情で保育できない場合に利用園の開園時間内で利用できます。

保育時間 おおむね8時間(午前8時から午後4時まで)
対象年齢 満1歳以上(喜志麻保育園は生後8週から)の就学前児童
利用可能回数 月12回以内
一時預かり料 1日 2,000円・半日 1,000円(子育て応援券が使用できます)
(喜志麻保育園は別途給食費が必要です。直接お問い合わせください。)

南砺市内保育園・認定こども園一覧

令和8年4月予定

区分	施設名		所在地	電話番号 (0763)	定員	特別保育事業 (注①)					
						乳児	延長・ 預かり	土曜 (注②)	休日 (注③)	病後児 (注④)	一時 預かり
保育園・ 認定こども園	公立	城端さくら保育園	理休240	62-7300	150	3ヶ月から	○	○	福光どんぐり保育園で実施	福光東部かがやき保育園で実施	○
		平みどり保育園	下梨2580	66-2350	30		△ (注⑦)	○			○
		上平保育園	東赤尾10	67-3651	30		△ (注⑦)	平みどり			○
		利賀ささゆり保育園	利賀村坂上33	68-2242	20		△ (注⑦)	○			○
		認定こども園 井波にじいろ保育園	山見2000-14	82-7810	200	—	○	○			○
		保育園部分			10		預かり 保育 (注⑤)	—			○
		山野保育園	岩屋155	82-1356	55	3ヶ月から	○	井波に じいろ			○
		井口保育園	井口116	64-2150	30		○	城端 さくら			○
		福野ひまわり保育園	百町101-1	22-8225	160		○	福野お ひさま			○
		福野おひさま保育園	柴田屋209	22-8720	200		○	○			○
		福光どんぐり保育園	福光381-1	52-6701	150		○	○			○
		福光南部あおぞら保育園	小坂694-8	52-7670	30		○	福光か がやき			○
		福光東部かがやき保育園	荒木1305-1	52-7320	130		○	○			○
	私立	喜志麻保育園 (注⑥)	高宮663	52-4647	65	生後8週から	○	○	○	○	○
		認定こども園 福野青葉幼稚園 (注⑥)	二日町1331-42	22-2530	100	概ね 満1歳から	○	○	—	(注④)	○
					15	—	○	○	—		○
		認定こども園 福光青葉幼稚園 (注⑥)	荒木1301-1	52-1008	50	概ね 満1歳から	○	○	—		○
					10	—	○	○	—		○

* 定員については変更になる場合があります。

* 上記内容につきましては、令和7年10月現在のため、令和8年4月には変更になる場合があります。

(注①) 特別保育事業についての対象年齢などの詳細は、11ページをご覧ください。

(注②) 公立保育園の土曜保育は、一部の園では拠点の園で実施します。

(注③) 公立保育園の休日保育は、「福光どんぐり保育園」で実施します。

(注④) 公立保育園及び私立認定こども園の病後児保育は、拠点の園で実施します。どの園でも利用できます。

(注⑤) 認定こども園井波にじいろ保育園(幼稚園部分)の預かり保育については、11ページをご覧ください。

(注⑥) 喜志麻保育園、認定こども園福野青葉幼稚園及び福光青葉幼稚園の特別保育事業については、直接園にお尋ねください。

(注⑦) 「短時間」利用の延長保育のみ、となります。

支給認定・入園承諾後の手続き

※私立認定こども園については、一部手続きに異なる点がありますので各園に確認してください。

【入園を辞退される場合】

入園承諾書が届いたあとに入園を辞退、または入園日を変更されることになった場合は、速やかに「教育・保育給付認定変更(変更・取消)申請書」の提出と「支給認定証」「入園承諾書」の返却をお願いします。

【希望保育園等を変更したい場合】

住所変更等により変更を希望される場合は、こども課(Tel0763-23-2010)に申し出てください。

入園調整後の変更には対応できない場合もありますのでご了承ください。

【保育を必要とする理由や住所、家族の状況等が変わった場合】 →14ページを参照してください

申込書類の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに「教育・保育給付認定変更(変更・取消)申請書」と「支給認定証」を保育園に提出してください。

ただし、月48時間以上の就労が確認できないなど、保育の必要な理由に該当しなくなった場合は、教育・保育給付認定が変更となり、入園承諾は取り消しとなります。

(変更届出が必要な事例)

妊娠の判明、出産、住所の変更、家族構成の変更(離婚、単身赴任、別居、同居など)、就労した、退職した、勤務先が変更となった、就労時間が変更となった、疾病となった、など。

【入園後、事情により退園する場合】

退園される場合は、退園される前月の15日までに「退園届」を保育園に提出してください。

【転園される場合】

転園される方は、通園している保育園に相談のうえ、「退園届」と希望する保育園の「教育・保育給付認定申請書兼入園申込書」を保育園に提出してください。

【市外へ住所変更(転出)された場合】

市外へ住所を変更された場合は退園となります。速やかに「退園届」を保育園に提出してください。

なお、引き続き入園を希望される場合は、新しい住所の市区町村での手続きが必要となりますので、事前にこども課(Tel0763-23-2010)または保育園にご相談ください。

【市外の保育園の申込みについて】

里帰り出産などで南砺市以外の保育園へ入園(広域入園)を希望される場合は、こども課(Tel0763-23-2010)または保育園にご相談ください。



変更手続き一覧と変更に必要なもの

□ 教育・保育給付認定変更(変更・取消)申請書

□ 下記の必要書類

□ 交付済みの支給認定証

※変更希望月の前月20日が提出期限日です。期限までに書類が整わない場合は申請することができません。なお、変更は申請受付の翌月からとなりますのでご注意ください。

※変更の内容によっては、支給認定の内容(利用可能時間等)や保育料が変更となることがあります。

※変更となる事由があった時は、早めの手続きをお願いいたします。

変更内容		必要書類
教育・保育給付認定区分・保育必要量(標準時間・短時間)の変更		条件変更後の就労証明書等
住 所	市内転居	
	市外に転出	退園届
氏 名 変 更	子ども又は保護者	
	その他の同居親族	
勤 務 先 変 更	就職・転職	新しい勤務先の就労証明書等
	異動	異動がわかる就労証明書等
	育児休業明けの復帰	復職年月日が記載された就労証明書
退 職	退職後、求職活動をする	入園理由申立書(求職中)のほか、求職カードなどの写し
	退職後、保育園等を退園する	退園届
妊 娠	就労中の方	産休期間(産前産後)を記載した就労証明書
	上記以外の方	入園理由申立書(妊娠・出産)のほか、母子健康手帳(出産予定日を記載したページ)の写し
出 産	産休後、育児休業を取得する	育児休業期間を記載した就労証明書
	産休後、育児休業を取得せず復帰する	就労証明書
	産休後、育児休業を取得せず保育園等を退園する	退園届
	産休後、求職活動をする	入園理由申立書(求職中)のほか、ハローワーク受付票の写し
	産後の特例利用	入園理由申立書(妊娠・出産)のほか、母子健康手帳(出産届出済証明書)の写し
疾 病 ・ 障 害	病気になった(病気になり、就労を辞めた等)	疾病・障害・介護等状況確認書のほか、診断書
	身体障害者手帳等が交付された	疾病・障害・介護等状況確認書のほか、身体障害者手帳等の写し
介 護 ・ 看 護	家族の介護・看護が必要となった	疾病・障害・介護等状況確認書のほか、診断書等
就 学	就学	在学証明書、時間割表
認定期間の変更		変更内容のわかるもの
世 帯 構 成 の 変 更	保護者の離婚(調停)による別居	
	保護者の婚姻	①結婚相手の保育ができない状況を確認する書類(就労証明書等) ②保育料算定のための税資料(※南砺市で住民税の課税がされていない方のみ)
	上記以外の変更 (祖父母との同居や別居、下の子の出産など)	祖父母と同居した場合は、祖父母の年齢により保育ができない状況を確認する書類(就労証明書等) ※祖父:60歳未満、祖母:65歳未満
住 民 税 額 の 変 更	確定申告をした	課税証明書等

マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認

マイナンバー法の施行に伴い、保育園等の入園手続きの書類にマイナンバー(個人番号)を記載していただくこととなりました。書類提出の際には、マイナンバー(個人番号)確認及び申請者ご本人または代理人の方の本人確認を行います。手続きの際には、以下のものを忘れずにお持ちください。

【保護者(申請者)がマイナンバー(個人番号)を記載した申請書を提出する場合】…本人申請

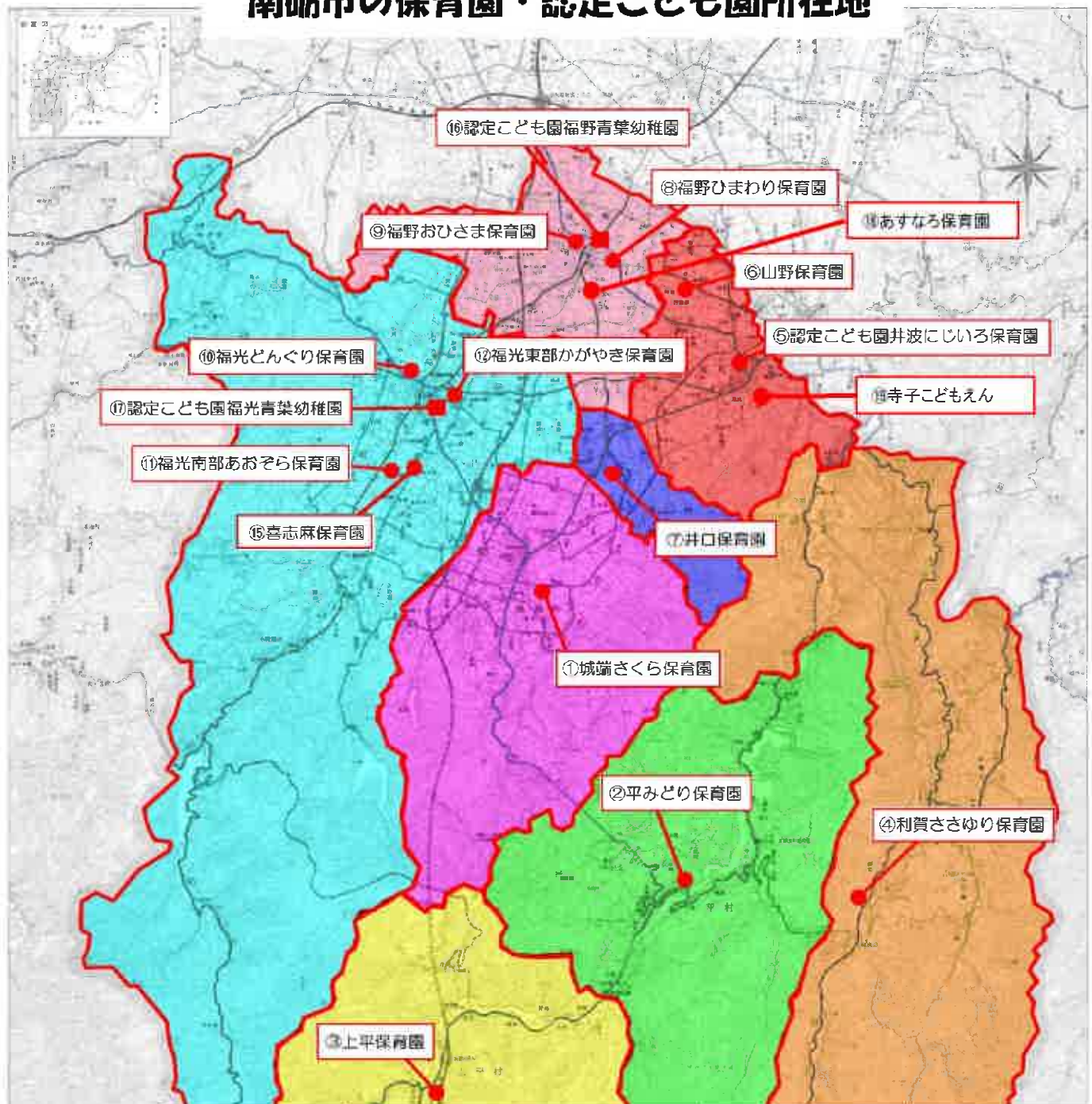
	マイナンバー(個人番号)確認資料 (正しいマイナンバー(個人番号)であることの確認)	本人確認資料 (マイナンバー(個人番号)の持ち主であることの確認)
	・ マイナンバー(個人番号)カード ・ 通知カードまたは マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写し 等 【注意!!】 申請書の保護者(申請者)欄に 対象児童の「父」の氏名を記入された場合で、 申請書を対象児童の「母」が提出するときは、 代理人申請となります。	・ マイナンバー(個人番号)カード 【顔写真付身分証明書(以下の書類から1点)】 ・ 運転免許証 ・ パスポート ・ 身体障害者手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 療育手帳 ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 等 【身分証明書(以下の書類から2点)】 ・ 公的医療保険の被保険者証 ・ 年金手帳 ・ 児童扶養手当証書 ・ 特別児童扶養手当証書 等

【代理人が保護者(申請者)のマイナンバー(個人番号)を記載した申請書を提出する場合】…代理人申請

	保護者のマイナンバー(個人番号)確認資料 (提供された保護者のマイナンバー(個人番号)が正しい番号 であることの確認)	代理人の本人確認資料 (申請書を提出する方の本人確認)
	・ 保護者の { ・ マイナンバー(個人番号)カード またはその両面の写し ・ 通知カードまたは写し ・ マイナンバー(個人番号)が記載 された住民票の写し 等	【顔写真付身分証明書(以下の書類から1点)】 ・ マイナンバー(個人番号)カード(代理人) ・ 運転免許証 ・ パスポート ・ 身体障害者手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 療育手帳 ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 等 【身分証明書(以下の書類から2点)】 ・ 公的医療保険の被保険者証 ・ 年金手帳 ・ 児童扶養手当証書 ・ 特別児童扶養手当証書 等

※代理権確認書類として申請書の代理人欄の記載が必要です。

南砺市の保育園・認定こども園所在地



区分	施設名	所在地	電話番号
保育園・認定こども園	①城端さくら保育園	理休240	62-7300
	②平みどり保育園	下梨2580	66-2350
	③上平保育園	東赤尾10	67-3651
	④利賀ささゆり保育園	利賀村坂上33	68-2242
	⑤認定こども園井波にじいろ保育園	山見2000-14	82-7810
	⑥山野保育園	岩屋155	82-1356
	⑦井口保育園	井口116	64-2150
	⑧福野ひまわり保育園	百町101-1	22-8225
	⑨福野おひさま保育園	柴田屋209	22-8720
	⑩福光どんぐり保育園	福光381-1	52-6701
	⑪福光南部あおぞら保育園	小坂694-8	52-7670
	⑫福光東部かがやき保育園	荒木1305-1	52-7320
	⑬喜志麻保育園	高宮663	52-4647
	⑭認定こども園福野青葉幼稚園	二日町1331-42	22-2530
	⑮認定こども園福光青葉幼稚園	荒木1301-1	52-1008
	⑯あすなろ保育園	松原678-1	23-2915
	⑰寺子こどもえん	本町2-32	090-1395-6400

⑯⑰の施設は、保育料徴収に関する制度等に異なる部分があります。詳しくはこども課までお問い合わせください。

Q1	認定こども園とは？
A1	就学前のこどもを対象に、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設です。保護者の就労の有無に関わらず利用でき、保護者の就労状況が変更となった場合でも、通い慣れた園を継続して利用することができます。（ただし、3歳未満児は、保育を利用とする事由がないと入園できません）
Q2	第1希望の保育園に必ず入園できますか？
A2	入園の希望が多く、定員を超える場合は、就労状況等を勘案して、保育を必要とする度合いの大きい方から優先順位を付けて入園決定を行います。そのため、第2、第3希望の保育園となる場合があります。
Q3	入園の選考は、どのようにしてされるのですか？
A3	保護者等の就労や家庭状況等により保育ができない状況を総合的に判断し、優先順位のルールに基づき市において利用調整し、優先度の高い児童から順に入園を内定します。保育の必要性が低い場合や保育園の定員に余裕がない場合などには、希望されている保育園には入園できないことがあります。
Q4	出産をしますが上の子を預けることはできますか？
A4	産前は8週から、産後は産後の特例として利用できます。0・1・2歳児については下のお子様が1歳に達した日が属する月末まで、3・4・5歳児については1歳に達した日が属する年度末までが有効期間となります。産後1年間まで申し込むことができます。引き続き保育を希望される場合は、就労証明書など保育を必要とする事由を証明する書類を提出していただくことになります。
Q5	育児休業を取得しますが上の子を預けることはできますか？
A5	育児休業期間中である場合は、育児休業が終了する日まで継続入所を可能とします。ただし、育児休業終了後は復帰（就労）することを前提とします。
Q6	入園申し込み時には働いていません。4月1日から「求職活動」として入園申し込みができますか？
A6	求職中の場合で、保育が必要と判断される場合は保育園でお預かりします。その場合は、入園申し込み時には、ハローワーク求職受付票の写しを提出してください。ただし、90日以内に就職することが条件となり、保育短時間の利用となります。求職活動等の状況によっては、一時預かり保育（月12回以内。1日2,000円、半日1,000円※喜志麻保育園は別途給食費が必要）を利用していただく場合もあります。
Q7	これから出産します。出産後保育園に預けたいのですが、入園の申し込みはいつからできますか？
A7	入園希望の前年度10月頃に各保育園において順次受け付けしますので、各保育園等、又はこども課保育園係にご相談ください。お子さんのお名前、生年月日等については、お子さんの出生届を提出されてから入園申し込み書に追記していただきます。
Q8	乳児は生後何か月から保育園に預けることができますか？
A8	次の公立保育園では生後3か月から受入れ可能です。 ・城端さくら保育園 ・平みどり保育園 ・上平保育園 ・利賀ささゆり保育園 ・井波にじいろ保育園 ・山野保育園 ・井口保育園 ・福野ひまわり保育園 ・福野おひさま保育園 ・福光どんぐり保育園 ・福光南部あおぞら保育園 ・福光東部かがやき保育園 ※私立喜志麻保育園では生後8週から受入れ可能です。
Q9	アレルギーや持病がある場合も、保育園に入園することができますか？
A9	入園申し込みの際にお申し出ください。対応について詳しく説明します。
Q10	保護者に持病があり、子どもを見ることのできない場合は、保育園に預けられますか？
A10	疾病・障害・介護等状況確認書に診断書や手帳等の写しを添付のうえ、入園申し込みをしていただき、保育を必要とする要件を満たしていると認められる場合、希望保育園に空きがあれば入園することができます。

Q11	週3日・1日3時間30分の仕事をしています。保育園へ入園できますか？
A11	常時（月48時間以上）保育が必要な状態でなければ保育園へ入園することはできません。満3歳以上であれば1号認定として認定こども園へ入園できます。
Q12	複数の事業所に勤めています。1ヶ所当たりの就労時間が短いのですが、どのように審査されますか？
A12	保護者が複数箇所に就労している場合は次のように状況等の区分を判断します。 ①それぞれの就労の日が異なるときは、それらの就労日数を合算した日数 ②それぞれの就労の1日の就労時間が異なるときは平均時間（月当たりの就労時間の合計を月当たりの就労日数の合計で除して求めた時間数）保護者の就労状況等の区分を適用する。 保護者が1日のうちに複数箇所に就労している場合は、1カ所の就労とみなしてそれぞれの就労時間を合算し、保護者の状況等の区分を適用します。
Q13	南砺市に住んでいるのですが、市外の勤務先に近い保育園に入園できますか？
A13	可能です。事前に入園希望の保育園に空きを確認してから、南砺市に保育園入園の申請をします。その後、南砺市から入園希望の保育園がある市町村に依頼し、入園の承諾があった場合に入園可能となります。里帰り出産により里帰り先の市町村の保育園に入園される場合も同様です。
Q14	入園の決定についてはどのように案内されますか？
A14	4月から6月の入園の方には、2月上旬に「支給認定証」、「保育園入園承諾書」及び「入園説明会の案内」を送付し、7月以降の入園の方には「内定通知書」を送付します。 7月以降の入園の方には、入園の前々月に「支給認定証」と「保育園入園承諾書」を送付します。
Q15	南砺市に住所（住民票）がない場合でも申し込みはできますか？
A15	南砺市に転入予定の方は申し込みができます。その場合、入園日前までに住民票の異動を済ませてください。南砺市に転入後、保育の認定を行い、認定証を発行します。 申請書の住所欄には、上段に住民登録のある住所、下段に転入予定の住所をご記入ください。 なお、転入手続きの際には、支給認定を速やかに行うため、こども課までご連絡ください。
Q16	南砺市内の保育園に市外から通いたいのですが。
A16	お住まいの市町村の保育園入園担当窓口にご相談ください。入園希望園の定員まで余裕があれば入園可能です。
Q17	入園申し込み添付が必要な、各種証明書について知りたいのですが。
A17	・新年度の入園申し込みのため、3か月以内に変更申請に添付したものがあっても、最新の証明書の提出が必要となります。現況届に添付されたものの写しも不可です。 ・育児休業期間（予定）が記載された就労証明書については、育児休業期間が変更となった場合は再提出が必要です。特に、「出産予定」として入園申し込みを行った方は、出産後、育児休業期間（予定）が変更となる場合がほとんどです。その際は、就労証明書の再提出に加え、入園日の変更を検討する必要がありますので、注意が必要です。 ・兄弟同時に入園申し込みがあった場合、各種証明書は兄弟間での写しでも構いません。
Q18	どの施設（園）を利用しても保育料は同額なのでしょうか？
A18	基本的には、支給認定区分に対応した教育・保育施設を利用した場合、どの施設を利用しても年齢や保育必要量に応じた保育料を負担いただくことになります。 ただし、年齢や施設によっては、保育料のほかに、給食費などの実費負担や、教育にかかる上乗せ利用料が発生する場合があります。詳細は各施設にお問い合わせください。
Q19	自営業（フリーランス）です。就労証明書はどうしたらよいのでしょうか？
A19	就労証明書は、ご自身で証明してください。就労時間を証明するもの等ほかに必要なものがあれば、こども課から連絡します。
Q20	入園前に、保育を必要とする事由が申し込み時と変わった場合はどうしたらよいのでしょうか？
A20	変更後の保育を必要とする事由を証明する書類を各保育園等へ提出してください。保育を必要とする事由の内容（就労の場合の雇用期間や就労時間等）が変わった時も同様です。



こども家庭センタースマイルなんと

「0歳～18歳のこども」「妊産婦」「子育て中のご家庭」「子育て中の問題を抱える女性」等が気軽に利用できる身近な相談機関です

◇ほくたち、わたしたちのこと◇

「お父さん、お母さんから叩かれたり、キツイ言葉を言われて、泣いてしまう」
 「お父さんとお母さんのけんかをみるのがつらい」
 「学校や友達のことで困っている」
 「家の手伝いが多く、自分のやりたいことができないで困っている」※1



※1 ヤングケアラーかも知れません。ご相談ください。

◇家庭に関すること◇

・家族間の問題について
 ・家族、親族からの暴言・暴力について
 ・交際相手や夫・妻との関係について
 ・ヤングケアラーについて
 ・ひとり親家庭について
 ・近所の気になるこども、家庭について



◇妊娠・出産・子育てに関すること◇

・妊娠や出産について
 ・赤ちゃんの健康（成長と発達）について
 ・子育てやこどものしつけについて
 ・子育てのサポートについて
 ・こどもの発達の悩みにについて（言葉が少なくない、落ち着きがない等）



こども家庭センター 気になることがあったら

相談専用電話

0763-23-2026

「スマイルなんと」にご相談ください

南砺市こども課内（開庁日の午前8時30分～午後5時15分）

家庭児童相談員、女性相談支援員、母子・父子自立支援員、作業療法士、社会福祉士、保健師が関係機関と連携しながら、それぞれのご家庭の事情や状況に応じて、適切な支援につなぎます！



虐待の緊急性が高いときは…
 児童相談所虐待対応ダイヤル
 いち はや く
 ☎189

子育て支援アプリで相談できます！

なんとHug



iOS版 Android版
 ※相談の相手はアカウント登録が必要

令和5年4月1日施行

南 砺 市

こどもの権利条例



南砺市は、国際条約「子どもの権利条約」の基本理念に基づき、こどもの持つ権利を保障し、「こどもも大人もともに幸せに暮らせる南砺市」を目指した総合的なまちづくりを推進するため「南砺市こどもの権利条例」を制定しました。

条例に込められた思い

この条例には、すべてのこどものすこやかな育ちと幸せへの願いが込められています。

その実現には、こどもを支え、育てる大人もまた幸せであることが求められます。

南砺市こどもの権利条例は、こどもも大人も一人の人間として尊重され、すべてのこどもが自由と平和、人とのつながり、幸せを感じながら、すこやかに成長できる南砺市を目指すための羅針盤となります。

こどもの権利は大きく4つ

こどもの権利ってなあに？

「権利」とは、人が人として生きるために認められ、守られるものです。こどもにも大人にも権利があります。「こどもの権利」は、すべてのこどもが毎日を安心して過ごし、すこやかに自分らしく育ち、未来に向けて成長していくためにとても大切なものです。



生きる権利



命を守られ、心と体を大切にされること

- 家族や友達と楽しい時間をすごすこと
- 安心して暮らすこと
- どんな差別も受けないこと
- 一人の人間として存在を認められること

育つ権利



もって生まれた力を十分に伸ばして成長できること

- 遊んだり、休んだり、学んだりできること
- 必要な医療や療育を受けること
- 夢に向かってチャレンジすること

守られる権利



暴力やいじめ、大切なものを奪われたり、有害なことから守られること

- 心と体が傷つけられないよう守られること
- 困っていることや悩みがあるときは、相談ができること
- プライバシーや誇りが守られること

参加する権利



自由に意見を表したり、仲間をつくったりできること

- 自分の思いや考えをもつこと、聴いてもらうこと
- 自分に関わることに意見を言うこと
- 必要な情報や考えを知ること
- 多様な社会的活動に参加すること

